変更箇所	新	Н
第6条 (口座の開 設および取 引の適格要 件)	1. お客さまは、本取引を行うことを目的として、当社の所定の手続き (本人確認の手続き等を含みます。)に従い当社店頭外国為替証拠 金取引「外貨 ex」口座(以下「本口座」といいます。)の開設の申 し込みを行うものとします。 なお、本口座開設後、別途お手続きをしていただくことで店頭通貨 バイナリーオプション取引「オプトレ!」口座(以下「オプトレ! 口座」といいます。)および投資信託口座の取引を開始することが 可能です。	1. お客さまは、本取引を行うことを目的として、当社の所定の手続き (本人確認の手続き等を含みます。)に従い当社店頭外国為替証拠金 取引「外貨 ex」口座(以下「本口座」といいます。)の開設の申し込 みを行うものとします。 なお、本口座開設後、別途お手続きをしていただくことで店頭通貨バ イナリーオプション取引「オプトレ!」口座(以下「オプトレ!ロ 座」といいます。)の取引を開始することが可能です。
第8条 (口座の開設手続および名義)	1. 第6条に基づき当社がお客さまの本口座の開設を承諾した場合、当社は、お客さまに対して書面により本口座の口座番号および初期パスワード(以下「口座番号等」といいます。)を通知します。お客さまは個別取引の開始時に口座番号等を入力し、入力された情報が、当社が書面により通知した口座番号等と一致した場合にのみ、初期パスワードから新たなパスワードへの変更が求められ、変更後に個別取引を開始することができます。なお、お客さまは、生年月日、電話番号、同一数字等の他人から推測されやすい番号をパスワードに指定することは避けると共に、お客さまの管理上の必要に応じ、一定期間ごとまたは不定期に、お客さまの責任で、当社の所定の方法により変更するものとします。なお、本口座とオプトレ!口座は同一の口座番号・パスワードとなり、いずれかのサービスでパスワードを変更した場合は、自動でその他のサービスのパスワードも変更されます。また、投資信託口座の取引パスワードは、外貨 ex 口座のログインパスワードと同一です。	1. 第6条に基づき当社がお客さまの本口座の開設を承諾した場合、当社は、お客さまに対して書面により本口座の口座番号および初期パスワード(以下「口座番号等」といいます。)を通知します。お客さまは個別取引の開始時に口座番号等を入力し、入力された情報が、当社が書面により通知した口座番号等と一致した場合にのみ、初期パスワードから新たなパスワードへの変更が求められ、変更後に個別取引を開始することができます。なお、お客さまは、生年月日、電話番号、同一数字等の他人から推測されやすい番号をパスワードに指定することは避けると共に、お客さまの管理上の必要に応じ、一定期間ごとまたは不定期に、お客さまの責任で、当社の所定の方法により変更するものとします。なお、本口座とオプトレ!口座は同一の口座番号・パスワードとなり、いずれかのサービスでパスワードを変更した場合は、自動でその他のサービスのパスワードも変更されます。
	4. お客さまが前二項の規定に違反すると当社が合理的に認めた場合には、当社は、お客さまの口座の機能の全部もしくは一部を停止または 閉鎖することができ、お客さまはこれに異議を述べないものとします。また、当社が口座番号等の使用状況や入金者に関する事項等についてお客さまに対して情報提供を求めた場合には、お客さまは合理的な範囲でこれに応じるものとします。	4. お客さまが前二項の規定に違反すると当社が合理的に認めた場合には、当社は、お客さまの口座の機能の全部もしくは一部を停止または解約することができ、お客さまはこれに異議を述べないものとします。また、当社が口座番号等の使用状況や入金者に関する事項等についてお客さまに対して情報提供を求めた場合には、お客さまは合理的な範囲でこれに応じるものとします。

第 13 条 1. オプトレ! 口座 <u>、投資信託口座</u> をご利用のお客さまは、お客さまがス	
(証拠金の 振替) 口座に預託している証拠金の額が、当社が定める額を超えている場合 は、その超えている額の全部または一部の円貨を、当社が定める方法 によりお客さまのオプトレ!口座または、投資信託口座へ振り替える ことができます。	1. オプトレ! 口座をご利用のお客さまは、お客さまか本口座に預託している証拠金の額が、当社が定める額を超えている場合は、その超えている額の全部または一部の円貨を、当社が定める方法によりお客さまのオプトレ! 口座へ振り替えることができます。
(免責事 または重大な過失がない限り免責されることとします。 項)	1. 次に掲げる損害については、当社は、当該損害の原因について故意ま たは重大な過失がない限り免責されることとします。
(省略)	(省略)
(9) 本口座の機能の全部もしくは一部の停止、 <u>閉鎖</u> または強制決済等 基づきお客さまに発生した損害。	こ (9) 本口座の機能の全部もしくは一部の停止、 <u>解約</u> または強制決済等に 基づきお客さまに発生した損害。
(本口座の 停止または 閉鎖) 1. 次の各号のいずれかに該当し、またはお客さまが第21条第1項、第項に掲げる事項のいずれかに該当した時は、当社は本口座の機能の分部または一部を停止できるものとし、お客さまは停止された範囲において本口座での証拠金の出金、注文または決済等ができなくなります。 (1) お客さまが当社に対し本口座、またはオプトレ!口座または、投資信託口座のいずれかの停止の申し入れをした時。 (2) お客さまが本約款の条項のいずれかに違反し、当社が本口座の停止を通告した時。 (3) 第41条に定める本約款および取引説明書の変更にお客さまで同意しない時。 (4) お客さまが本約款第6条第2項に定める適格要件を欠く状態になったと当社が合理的に判断した場合。 (5) オプトレ!口座または、投資信託口座が停止された時。 (6) 当社により過誤入金がなされた時。 (7) 前各号の他、やむを得ない事由により、当社が取引を継続することが不適切であると認めた場合。 2. 次の各号のいずれかに該当した時は、本口座は閉鎖されることとします。 (1) お客さまが当社に対し本口座、オプトレ!口座または、投資信託口座のいずれかの閉鎖の申し入れをした時。	項に掲げる事項のいずれかに該当した時は、当社は本口座の機能の全部または一部を停止できるものとし、お客さまは停止された範囲において本口座での証拠金の出金、注文または決済等ができなくなります。 (1) お客さまが当社に対し本口座、またはオプトレ!口座のいずれかの停止の申し入れをした時。 (2) お客さまが本約款の条項のいずれかに違反し、当社が本口座の停止を通告した時。 (3) 第41条に定める本約款および取引説明書の変更にお客さまが同意しない時。 (4) お客さまが本約款第6条第2項に定める適格要件を欠く状態になったと当社が合理的に判断した場合。 (5) オプトレ!口座が停止された時。 (6) 当社により過誤入金がなされた時。 (7) 前各号の他、やむを得ない事由により、当社が取引を継続することが不適切であると認めた場合。 2.次の各号のいずれかに該当した時は、本口座は解約されることとします。

- (2) お客さまが本約款の条項のいずれかに違反し、当社が本口座の閉鎖を通告した時。
- (3) 一定期間にわたり本口座の停止が継続した場合。
- (4) お客さまがマネーロンダリング等の公序に反する取引その他 不法または不正の疑いのある取引に利用するために外国為替証拠金取 引を行っている、または反社会的勢力の一員であると当社が合理的に 判断した場合。
- (5) 当社がお客さまに通知した口座番号等を、共同で使用し、または他人に貸与もしくは譲渡した場合。
- (6) お客さまが本約款第6条第2項に定める適格要件を欠く状態になったと当社が合理的に判断した場合。
- (7) オプトレ!口座または、投資信託口座が閉鎖された時。
- (8) お客さまが外国 PEPs (Politically Exposed Persons の略。 外国の政府等において重要な地位を占める者 (外国の国家元首等) と その地位にあった者、それらの家族および実質的支配者がこれらの者 である法人を指します。) に該当することが判明した場合。
- (9) 前各号の他、やむを得ない事由により、当社が本口座を存置 することが不適切であると認めた場合。

(省略)

4. 本口座が<u>閉鎖</u>される場合において、お客さまが当社と行う本取引のポジション(建玉)が残存する時、またはお客さまの当社に対する債務が残存する時は、残存するポジション(建玉)を、お客さまの計算において反対売買等により決済した上で、本約款第22条および第24条に定めるところに従い、当社とお客さまの間の債権債務を清算するものとします。なお、かかる清算を行っても残債務が残る場合には、お客さまは当社に対して、直ちに弁済を行うものとします。

(記載な し) 第41条(外国口座税務コンプライアンス法(FATCA))

米国政府および日本政府からの要請により、当社は、お客さまが外国口 座税務コンプライアンス法(FATCA)上の報告対象として以下の(1)、

(2) または(3) に該当する場合および該当する可能性があると当社が判

- (2) お客さまが本約款の条項のいずれかに違反し、当社が本口座の解約を通告した時。
- (3) 一定期間にわたり本口座の停止が継続した場合。
- (4) お客さまがマネーロンダリング等の公序に反する取引その他不 法または不正の疑いのある取引に利用するために外国為替証拠金取引 を行っている、または反社会的勢力の一員であると当社が合理的に判 断した場合。
- (5) 当社がお客さまに通知した口座番号等を、共同で使用し、または他人に貸与もしくは譲渡した場合。
- (6) お客さまが本約款第6条第2項に定める適格要件を欠く状態に なったと当社が合理的に判断した場合。
- (7) オプトレ!口座が解約された時。
- (8) 前各号の他、やむを得ない事由により、当社が本口座を存置することが不適切であると認めた場合。

(省略)

4. 本口座が解約される場合において、お客さまが当社と行う本取引のポジション(建玉)が残存する時、またはお客さまの当社に対する債務が残存する時は、残存するポジション(建玉)を、お客さまの計算において反対売買等により決済した上で、本約款第22条および第24条に定めるところに従い、当社とお客さまの間の債権債務を清算するものとします。なお、かかる清算を行っても残債務が残る場合には、お客さまは当社に対して、直ちに弁済を行うものとします。

(記載なし)

断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客さまの情報 (氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、 口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報)を米国 税務当局に提供することがありますが、本約款の定めにより、お客さま の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただい たものとして取り扱います。

- (1)米国における納税義務のある自然人、法人またはその他の組織。
- (2) 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米 国法人またはその他の組織。
- (3) FATCA の枠組みに参加していない金融機関(米国内国歳入法 1471 条 および 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。)